



# 医療事務科 1



## 【医療事務・医事コンピュータ・調剤事務】

## 募集要項

対象者	早期再就職の意欲が高く、公共職業安定所長の受講の指示又は推薦が受けられる方 ※受講指示、推薦についての詳細はハローワーク訓練窓口までご相談下さい。
訓練期間	<b>平成29年5月19日(金)～平成29年7月18日(火)</b>
訓練時間	月曜日～金曜日 9:30～16:30
定員	15名（なお、申込者10名未満の場合には中止となる場合があります。）
訓練実施校	<b>ニチイ学館 高知校</b> 〒780-0870 高知市本町2-2-34 明治安田生命高知ビル6F (TEL: 088-873-9683)
募集期間	<b>平成29年3月31日(金)～平成29年4月21日(金)</b>
申し込み	原則、住所を管轄する職業安定所へ『公共職業訓練受講申込書』（写真貼付：正面上半身脱帽・3ヶ月以内撮影・縦4cm×横3cm）を提出して下さい。
選考会	<b>平成29年4月28日(金)</b> 午前9時10分から受付（午前9時30分開始）  場所：高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高知職業能力開発促進センター 2F研修室Ⅱ 高知市桟橋通4丁目15-68  * 筆記用具を持参して下さい。 * 面接を行いますので、面接に適した服装でお越し下さい。 * <u>選考会出席者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用下さい。</u> * 選考は、ハローワークでの申込み時点から始まります。 申込書への記載内容や相談内容も踏まえて、県において合否判定します。
合否発送日	<b>平成29年5月11日(木)</b> 訓練実施校から本人自宅あて郵送にて通知します。 ※到着は翌日以降となりますのでご了承下さい。

目標とする各種検定

- メディカルクラーク医科（検定料：7,500円）
- メディカルオペレータ（検定料：8,600円）
- 調剤報酬請求事務技能認定（認定料：3,000円）

※検定料等は自己負担となります。

訓練実績

- |               |           |
|---------------|-----------|
| ●医療事務科2 (H28) | 修了者 10名   |
|               | 就職率 50.0% |
| ●医療事務科1 (H28) | 修了者 14名   |
|               | 就職率 80.0% |

受講料	無料。但し、テキスト代として15,000円の自己負担が必要です。
駐車場	訓練実施校にはありません。
実施主体	高知県（問合せ先：高知県立高知高等技術学校 TEL 088-847-6607）

# カリキュラム

訓練目標	医療事務・医事コンピュータの基礎知識・技能の習得（メディカルクラーク医科・メディカルオペレータ） 調剤報酬請求事務の知識・技能の習得
仕上がり像	医療事務・医事コンピュータ・調剤事務の各科目で医療機関で必要な基礎知識・請求業務を学び、医療事務職として病院・診療所・調剤薬局での勤務が可能となる。 医療機関で必要不可欠な患者接遇スキルを学び、習得する。

訓練 計 画 (内 容)	科 目	訓 練 の 内 容	時 間
	医療事務	医療保険制度の基礎知識	6
		診療報酬の基礎知識（初診料と再診料、医学管理等、在宅医療、処置、手術、麻酔、検査、病理診断、リハビリテーション、精神科専門療法、放射線治療、入院料等、投薬、注射、画像診断）	57
		医科実務症例、レセプト作成・点検	40
		受付業務基礎知識	3
	調剤事務	医療事務修了試験	6
		薬剤の基礎知識、調剤事務の基礎・仕組み・調剤報酬明細書の作成・点検	21
		調剤事務修了試験	6
	キャリア形成支援	社会人基礎力、自己理解、ジョブカード作成・キャリアコンサルティング、ビジネスマナー	15
	就職活動支援	訓練の目的と内容、就職活動方法、企業が求める人材、履歴書・職務経歴書作成、面接指導、模擬面接、医療機関における個人情報保護・院内感染防止、医療機関見学、訓練進捗状況面談	19
実技	医事コンピュータ	医事コンピュータによる診療入力、レセプト発行・点検、修了試験	48
	メディカルフロントコンシェルジュ	患者接遇、車いすの知識・取り扱い方	3

総合計時間（224）時間、学科（173）時間、実技（51）時間

訓練用機器 設 備	PC の OS (Windows7 Professional) CPU (Intel Core i3-2330M プロセッサー (2.20GHz))、メモリ容量 (4GB) 使用するソフト名及びバージョン ・ office2010
--------------	---

※訓練の修了には一定の基準があります。

## お知らせ

- ▶雇用保険受給資格者以外の方で、一定の要件を満たす方に「職業訓練受講給付金」が支給される制度があります。
- ▶給付金の支給を受けるためには、訓練受講中にハローワークの就職支援を受ける必要があります、ハローワークへの来所日が指定されています。（注：来所を拒否した場合は、給付金が不支給となります。）
- ▶本コースの指定日は、6月22日(木)、7月19日(水)の2回です。

## ●大橋通電停より 徒歩 2分

